

募集要項への質問と回答（第2回） <令和3年4月14日募集開始分>

番号	区分	質問項目	質問内容	回答
24	共通編（秦野戸川公園等）及び山岳スポーツセンター	17ページ及び5ページ3(7)	「(公社)日本山岳・スポーツライミング協会」の公認とありますが、正しくは「(公財)日本スポーツ協会」ではないでしょうか。	共通科目は(公財)日本スポーツ協会、専門科目は(公社)日本山岳スポーツライミング協会が担当しておりますので、募集要項の記載を「(公財)日本スポーツ協会及び(公社)日本山岳・スポーツライミング協会」に修正するとともに、正誤表としてお示しします。
25	山岳スポーツセンター	1ページ2(1)イ(7)C	電気設備点検のオートリフター装置ですが、研修室・食堂の照明設備に付随する装置で昨年度末(R2年2月)にLED照明に交換した際撤去しましたが、記載のままでよいのでしょうか。	募集要項には「c 電気設備点検…オートリフター装置 月1回」「c 電気設備点検…オートリフター装置 松下電工(株) 5・10型」と記載しましたが、正しくはオートリフター装置は撤去済みで点検は不要であるため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
26	山岳スポーツセンター	11ページ別紙3C	電気設備点検の「避雷針 不明」とありますが、現状では屋外リードクライミング施設に2基設置されています。どちらが正しいのでしょうか。	お見込みの通り、屋外リードウォールに2基設置されています。募集要項を修正するとともに正誤表としてお示しします。
27	山岳スポーツセンター	11ページ別紙3d	ガス設備点検保守点検のガス給湯器が(株)ノーリツRC-2018Mとありますが、現在、機器を交換して、リンナイ(株) RUXC-3200Wとなっていますが、どちらが正しいのでしょうか。	募集要項には「d ガス設備保守点検 ガス給湯器 (株)ノーリツ RC-2018M」と記載しましたが、正しくは「d ガス設備保守点検 ガス給湯器 リンナイ(株) RUXC-3200W」であるため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
28	山北つぶらの公園	3ページ(5)③	本公園は、山北町地域防災計画でヘリコプター臨時離発着所に指定されているとありますが、今までにヘリコプターが離発着した実績はあるのでしょうか。また、どういった場合に離発着されるのでしょうか。	今までにヘリコプターが離発着した実績はありません。なお、平成29年3月に山北町と締結した「災害時における施設利用の協力に関する協定書」では、山北町からの要請により、地震、風水害などの災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、ヘリコプターの離発着場として利用することになっています。
29	山北つぶらの公園	5ページ⑦	樹林地ゾーンについて、「樹林地として必要最小限の手入れを行う」や「樹林に出入りしないよう利用指導を行う」とありますが、具体的にはどのような対応をすればよいのでしょうか。また、樹林地ゾーンの必要最小限の手入れについて、維持管理基準書ではどの項目に含まれるのでしょうか。	「樹林地として必要最小限の手入れを行う」の具体的な対応は、自然散策路の維持補修を、「樹林に出入りしないよう利用指導を行う」の具体的な対応は、パークセンター内及び散策路入口等における掲示物による注意喚起や、園内巡視時の利用指導などを想定しておりますが、公園の安全で快適な利用を確保できるよう提案してください。樹林地ゾーンの必要最小限の手入れについては、維持管理基準書の施設管理の園内巡視の定期園内巡視に含まれます。
30	山北つぶらの公園	9ページ(4)	法定点検が必要な設備一覧に受水槽の記載がありませんが、維持管理基準書の施設管理「法定点検」には記載されています。法定点検が必要な設備として考えてよいのでしょうか。	8m3以下の受水槽のため、法定検査の義務はありませんが、年1回、指定検査機関の検査を実施することとしています。本内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。また、受水槽と浄化槽について、「維持管理基準書」内の「施設管理」の「設備点検」の「受水槽保守点検」及び「浄化槽保守点検」のそれぞれの実施回数「12回/年」「3回/年」は記載の誤りで、正しくは「1回/年」です。さらに「維持管理基準書」内の「清掃管理」の「定期清掃」の「受水槽清掃」及び「浄化槽清掃」のそれぞれの実施回数「12回/年」「3回/年」は記載の誤りで、正しくは「1回/年」です。これらの内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。なお、これらの修正に伴う指定管理料の上限額の変更はありません。
31	山北つぶらの公園	10ページ	毎月の公園利用者数の算出方法を教えてください。	山北つぶらの公園では、駐車台数や、団体利用者数から1日の来園者数を推計し、これを1月分合計したものを月次の公園利用者数としています。
32	山北つぶらの公園	11ページ(2)	駐車台数実績について、4月から3月までの台数を合計した数と合計欄に記載された数に差異があります。正確な台数を教えてください。	駐車台数実績について誤りがあったため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
33	山北つぶらの公園	11ページ(2)	平成29年度から令和元年度までの各月の中型(マイクロバス等)の駐車台数を教えてください。	各月の中型(マイクロバス等)駐車台数は計測していません。
34	山北つぶらの公園	その他	直近3年分の利用者アンケート結果を教えてください。	当該公園において、利用者アンケートは実施していません。
35	山北つぶらの公園	維持管理基準書の植物管理	軽剪定の項目の管理エリアに「園内全域の台帳記載管理樹木」386本とありますが、台帳についてご提示ください。	「園内全域の台帳記載管理樹木」の386本は誤りで、正しくは194本となるため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しし、数量総括表を添付します。また「植物管理」内の「草花管理」の「施肥、追肥」の実施回数「2回/年」は記載の誤りで、正しくは「4回/年」です。さらに「植物管理」内の「高木管理」の「病虫害防除」の数量「20本」は記載の誤りで、正しくは「10本」です。これらの内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。なお、これらの修正に伴う指定管理料の上限額の変更はありません。
36	山北つぶらの公園	維持管理基準書の植物管理	また、同じ項目で備考欄に、「年度ごとに実施エリアを選定し、計画的に実施」とありますが、1年間に386本全てを軽剪定するのか、複数年で全てを軽剪定するのかご教示ください。	「園内全域の台帳記載管理樹木」の386本は誤りで、正しくは194本となるため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しし、数量総括表を添付します。また「年度ごとに実施エリアを選定し、計画的に実施」とは、5年間で総数194本を軽剪定することを目安としておりますが、適切な維持管理により、修景効果等が発揮できるよう提案してください。
37	共通編(相模三川公園、山北つぶらの公園)	47ページ	諸掛についてどのような費用を計上したらよいのでしょうか。	指定管理業務に係る経費として、他の項目に分類できないもの(支払手数料など)があれば計上してください。
38	共通編(相模三川公園、山北つぶらの公園)	13ページ	(山北つぶらの公園について)利用者サービスにおいて自主事業でパークセンターの一面を売店等で使用する場合、県に支払う使用料の額をご教示ください。	パークセンター内での使用料は1㎡あたり年間31,020円となります。なお、令和3年5月現在の参考金額であり、今後変更する可能性があります。

募集要項への質問と回答（第2回） <令和3年4月14日募集開始分>

番号	区分	質問項目	質問内容	回答
39	共通編 (相模三川公園、山北つぶらの公園)	13ページ	(山北つぶらの公園について) 自動販売機の設置に関して、設置場所の使用料は必要でしょうか？	山北つぶらの公園に現在設置されている自動販売機2台については、県による一般競争入札により令和4年度末までの期間で導入されているものであり、指定管理者が使用料を負担する必要はありません。 今回の募集にあたって、指定管理者の附帯事業として自動販売機の設置を行うことは想定しておりませんが、例えば、利用者サービスの向上のため令和5年度以降の自動販売機の設置を提案するなど、付帯事業として自動販売機の設置を提案することは可能です。 なお、自動販売機を設置する場合、土木事務所と協議の上、都市公園法に基づく公園施設管理許可を受け、条例で定める使用料※を支払う必要があります。 また、自動販売機の設置を提案する場合には、提案による収益を公園の維持管理費に充当することとなっておりますので、募集要項P13「(4)利用者サービスの向上に係る提案について」をご確認の上、必要に応じてご検討いただき、提案してください(自動販売機事業収益の収支計画については、収支計画書(P47参照)、収入積算内訳書(P48参照)に記載してください)。 ※使用料(パークセンター以外)：占有面積が概ね210㎡を超えるまでは、条例の規定により年間100円(令和3年5月現在。今後変更の可能性あり)。
40	共通編 (相模三川公園、山北つぶらの公園)	47、48ページ	募集要項48ページの記載方法について、イ 収入積算内訳書の欄に何を記載するのか(金額のみでよいか、計算式等を記載するのか) ご教示ください。	金額のみ御記載ください。
41	共通編 (相模三川公園、山北つぶらの公園)	31、38ページ	付属資料の年間維持管理計画表は本文中にA4サイズで挿入すると縮小することとなり見づらくなると思うので、本文中、または巻末にA3サイズで添付することも可能でしょうか。	A3サイズでの提出は認めていません。複数ページに記載を分けるなどして、A4版両面印刷で御提出ください。
42	山北つぶらの公園	公園運営管理業務の内容及び基準5ページ	現在の公園は、月曜日定休日、駐車場も閉鎖ですが、令和4年度からの指定管理業務では年間無休(年末年始のみ閉園)で運営するのでしょうか。	令和4年度からの指定管理業務では、年末年始も含め年中無休(休園日無し)で運営することとします。
43	山北つぶらの公園	その他	現地説明会で説明のあった木製遊具(フォレストアドベンチャー)についてですが、材料の一部に使用されているネット状の繊維材料は他の鉄製や耐食性木製などの遊具と異なり、耐用年数が短いのではないかと思います。定期点検等により修繕が必要となった場合の費用負担(指定管理者で費用負担するのかなど)についてご教示ください。	募集要項共通編の別表3「22 県と指定管理者のリスク分担」の「施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等」欄に記載のとおりです。
44	共通編(秦野戸川公園等)及び山岳スポーツセンター	51ページ	提案書4(2)は、条例に規定する有料施設や附帯業務施設について記載することになっていますが、山岳スポーツセンターの条例に規定する有料施設や附帯業務施設は提案書4(4)に記載すればよいのでしょうか。	山岳スポーツセンターの有料施設については、「提案書4(2)・条例に規定する有料施設」に記載してください。
45	相模三川公園	12ページ(2)	(2) 運営状況の「ふれあい広場駐車場」については、令和4年度から有料化が本運用になるとのことですが、その時までは、公園利用者等関係者への周知は完了していると考えてよいでしょうか。 また、利用料金は、普通車は400円/回、バイクは100円/回、利用時間は8:30~17:00として本運用することによってよいでしょうか。「通年」とありますが、12/28~1/3の間は閉鎖すると考えてよいでしょうか。また、通年の有料化の提案はできないと考えてよいでしょうか。	「ふれあい広場駐車場」について、公園利用者等関係者への周知は、完了していると考えてください。 利用料金は、普通車は400円/回、バイクは100円/回、利用時間は8:30~17:00として、本運用することを想定していますが、これ以外の方法で提案することも可能です。実施にあたっては、公園利用者等関係者との調整や、妥当性の検討、土木事務所との協議等が必要になります。通年の有料化の提案も、同様となります。 また、駐車場の運営は「通年」であり、12/28~1/3は、閉鎖しません。
46	相模三川公園	12ページ(2)	(2) 運営状況の「スポーツ広場駐車場」「スポーツ広場臨時駐車場」について、「大雨」または「洪水」に関する気象警報発令時に車両が駐車して、その後も移動されない場合の対応について、ご教授ください。(対応者及び費用負担も含めて)	「大雨」または「洪水」に関する気象警報発令時の駐車場における車両の移動等については、次期指定管理者が対策を検討してください。その対策の内容については、「異常気象時対応マニュアル」に反映させ、土木事務所と協議の上、承諾を得ることとしています。
47	相模三川公園	17ページ	7管理許可施設等の状況で「レンタルセット事業の用具収納棚」「販売スペース」とありますが、それぞれどこにあるのでしょうか。また、用具収納棚に格納されている用具類及び販売スペースで販売している物品は、どのようなものなのでしょうか。	「レンタルセット事業の用具収納棚」はパークセンターの事務室に設置され、貸出用の簡易テントや虫取りセット等を収納しています。 「販売スペース」はパークセンターの多目的スペースに設置され、社会福祉法人が土日やイベント時にクッキーやコーヒー等、調理・加工済みの食品を販売しています。
48	相模三川公園	23ページ	「異常気象時の対応マニュアル」について、「作成する時には、平成26年12月に策定し、これまで4回の改訂(令和2年4月)を行った対応マニュアルを参考に提示します。」とありますが、事前にマニュアルの開示をお願いできますでしょうか。	次期指定管理者が、「異常気象時の対応マニュアル」を作成するときに、現行の対応マニュアルを参考に提供することとしていますので、事前の開示はできません。
49	山北つぶらの公園	その他	公園ホームページ(県のページ)には、休園日が月曜(月曜日が祝日の場合はその翌日)と記載されていますが、指定管理導入後は、休園日は、指定管理者が、県との協議を前提に、日数・曜日等を独自に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	令和4年度からの指定管理業務では、年末年始も含め年中無休(休園日無し)で運営することとします。
50	山北つぶらの公園	その他	休園日には、パークセンター以外で、園内の敷地全体や諸施設(トイレ・遊具等)を完全に物理的に閉鎖することは困難と思われそうですが、どう対処する形になりますでしょうか。また、休園日には、職員は出勤しないという理解でよろしいでしょうか。	令和4年度からの指定管理業務では、年末年始も含め年中無休(休園日無し)で運営することとします。
51	山北つぶらの公園	8ページ(3)	年末年始の有人警備について記載されていないのですが、年末年始は原則、休園日(職員は出勤しない日)になると想定していますが、年末年始のパークセンター等の警備体制は「機械警備のみ」という理解でよろしいでしょうか。	令和4年度からの指定管理業務では、年末年始も含め年中無休(休園日無し)で運営することとします。
52	山北つぶらの公園	その他	現状、維持管理基準書等に記載されていない、新設の遊具(アスレチック、つつじ山展望台のブランコ等)については、管理基準や管理費(負担)はどうなりますでしょうか。また、新設遊具の管理等の費用については、今回の指定管理料上限額に含まれていない場合、別途、県から支給されるという理解でよろしいでしょうか。	「県立山北つぶらの公園運営管理業務の内容及び基準」内の「1 県立山北つぶらの公園の概要」の「(4)公園施設」の「④遊戯施設」に誤りがあつたため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。また、新設遊具の管理については、日常点検(目視による破損、汚損、動作不良、危険箇所の点検、確認)や年1回の専門業者による保守点検となり、その費用は、今回の指定管理料上限額に含まれています。

募集要項への質問と回答（第2回） <令和3年4月14日募集開始分>

番号	区分	質問項目	質問内容	回答
53	共通編 (相模三川公園、山北つづらの公園)	共通編6ページおよび16ページ、公園関係資料8ページ1	自動販売機について、募集要項共通編では、附帯業務として指定管理業務の収支に含め、指定管理料は総管理経費から自動販売機利益を差し引いて算出されると記載されていますが、公園関係資料では指定管理料の算出に自動販売機利益が記載されていませんが、共通編記載のとおり附帯業務として取扱うと考えてよいでしょうか。また、指定管理者は、県との協議を前提に、新たな自動販売機の設置を提案できると理解していますが、よろしいでしょうか？	今回の募集にあたって、指定管理者の附帯事業として自動販売機の設置を行うことは想定しておりませんが、例えば、利用者サービスの向上のため令和5年度以降の自動販売機の設置を提案するなど、付帯事業として自動販売機の設置を提案することは可能です。 なお、新規設置も含め自動販売機を設置する場合、土木事務所と協議の上、都市公園法に基づく公園施設管理許可を受け、条例で定める使用料※を支払う必要があります。 また、自動販売機の設置を提案する場合には、提案による収益を公園の維持管理費に充当することとなっておりますので、募集要項P13「(4)利用者サービスの向上に係る提案について」をご確認の上、必要に応じてご検討いただき、提案してください（自動販売機事業収益の収支計画については、収支計画書（P47参照）、収入積算内訳書（P48参照）に記載してください）。 ※使用料（パークセンター以外）：占有面積が概ね210㎡を超えるまでは、条例の規定により年間100円（令和3年5月現在。今後変更の可能性あり）。